

浜情委第133号

平成30年8月3日

浜松市長 鈴木康友 様
(福祉総務課)

浜松市情報公開・個人情報保護委員会
委員長 鈴木 孝裕

浜松市個人情報保護条例第43条の規定に基づく諮問について (答申)

平成29年9月1日付け浜健福第284号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

「措置入院に関する診断書、精神保健福祉相談票」の保有個人情報部分開示決定に対する審査請求についての諮問

(諮問第107号)

1 委員会の結論

「措置入院に関する診断書、精神保健福祉相談票」について、別表に示す部分は開示すべきであるが、浜松市長が、その余の部分を不開示とした処分は妥当である。

2 審査請求に至る経過

- (1) 平成29年6月12日、審査請求人は未成年の子の法定代理人として、子の「措置入院に関する診断書、精神保健福祉相談票」の保有個人情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）をした。
- (2) 平成29年6月21日、処分庁は、浜松市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第20条第2号、同条第4号及び同条第5号に該当することを根拠として、個人の評価、判定に関する部分、開示請求者以外の個人に関する情報及び法人に関する情報を不開示とし、部分開示することを決定し、審査請求人に通知した。
- (3) 平成29年8月18日、審査請求人は（2）の処分を不服として、審査庁に対して審査請求を行った。
- (4) 平成29年9月1日、審査庁は、条例第43条の規定に基づき浜松市情報公開・個人情報保護委員会に諮問を行った。

3 審査請求人の主張要旨

審査請求人は、次のように主張している。

(1) 審査請求の趣旨

審査請求に係る処分を取り消し、不開示となった部分のうち、法人名、個人名を除くすべての開示を求める。

(2) 審査請求の理由

平成29年6月12日に開示請求したところ、部分開示となったため、文章のほとんどが全体的に黒くなっていて内容がわからないため、法人名や個人名を除く事実の開示を求める。

4 実施機関の主張

浜松市個人情報保護条例第20条には保有個人情報の開示義務が定められており、不開示情報についても定められている。保有個人情報開示請求のあった公文書には該当する不開示情報が含まれているため、部分開示とした。

不開示部分は、条例第20条第2号、第4号、第5号のいずれかの基準に該当するため、部分開示とした。

5 委員会の判断

(1) 措置入院について

いわゆる措置入院については、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和

25年法律第123号。以下「法」という。)第27条第1項で、「都道府県知事は、法第22条から前条(第26条)までの規定による申請、通報又は届出のあつた者について調査の上必要があると認めるときは、その指定する指定医をして診察をさせなければならない。」ことを定めており、法第29条第1項で、「都道府県知事は、第27条の規定による診察の結果、その診察を受けた者が精神障害者であり、かつ、医療及び保護のために入院させなければその精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあると認めるときは、その者を国等の設置した精神科病院又は指定病院に入院させることができる」と定めている。

措置入院の決定については、法第29条第2項で「前項の場合において都道府県知事がその者を入院させるには、その指定する二人以上の指定医の診察を経て、その者が精神障害者であり、かつ、医療及び保護のために入院させなければその精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあると認めることについて、各指定医の診察の結果が一致した場合でなければならない。」と定めている。

なお、精神保健及び精神障害者福祉に関する事務については、法第51条の12により、都道府県が処理することとされている事務は、指定都市が処理することとなっている。

(2) 対象文書について

本件開示請求に係る文書は、「措置入院に関する診断書」と「精神保健福祉相談票」である。

「措置入院に関する診断書」は法第27条第1項の指定医の診察の結果であり、措置入院の判断の根拠となる文書である。

「精神保健福祉相談票」は法第47条に規定された相談記録のケース記録であり、通報を受けてから措置入院に至る経緯、措置入院後の相談等が記録された文書である。

(3) 本件諮問事案に関する審議について

審査請求人(以下「請求人」という。)は本件処分について、審査請求の趣旨の中で「不開示となった部分の法人名、個人名を除くすべての開示」を求めていることから、不開示部分のうち、法人名及び個人名を除く部分の処分の妥当性について判断する。

(4) 法定代理人の開示請求について

条例第18条第2項に定める法定代理人の開示請求権は、未成年者や成年被後見人のように本人自らが開示請求することが困難な場合に限って代理請求を認めているものである。なお、法定代理人が本人に代わって開示請求をしたときの法定代理人の個人情報、開示請求者以外の個人に関する情報となり、条例第20条第4号により不開示となる。

(5) 条例第20条第2号該当性について

条例第20条第2号は、「個人の評価、判定、選考、診断等に関するものであって、開示をしないことが正当と認められる情報」を不開示情報として定めている。

「診断」とは、個人の健康状態、疾病、治療方針等について、医学的・専門的見地から行われた診察に基づく判断をいう。

本件開示請求に係る「精神保健福祉相談票」には、市職員が医師等から聴取した医学的・専門的見地から行われた判断に関する情報が記載されている。

当該情報は、入院した日から平成29年6月21日に開示請求されるまでの間に、市職員が医師等から聴取した医学的・専門的な見地から行われた判断に関する情報であり、本人に対してそのまま開示されることは予期していないものと推認される。

一般に医師が、患者に対し、治療上の効果を考慮して、実際の診断結果をそのまま患者に伝えることを避けて診療を行うこともあり得るものと想定されることを前提にすると、医師等から聴取した当該情報を本人に開示した場合、当該医師等が考慮した治療上の効果を損なう事態が生じる可能性が相当程度考えられ、その結果、当該医師等と本人との間の信頼関係を害し、適切な治療の継続が困難になるおそれが生じることも否定することができない。

したがって、本件開示請求に係る「精神保健福祉相談票」に記載されている、市職員が医師等から聴取した医学的・専門的見地から行われた判断に関する情報は、診断に関するものであって、開示をしないことが正当と認められる情報と認められ、当該部分は条例第20条第2号に該当するものと認められる。

ただし、当該情報のうち、別表に記載した、本人が服用している薬を記載した部分や本人の入院の様子を記載した部分は、医学的・専門的見地から行われた判断に関する情報ではなく、本人が知っている情報なので、条例第20条第2号の不開示情報に該当しない。

(6) 条例第20条第4号該当性について

条例第20条第4号は、「開示請求者以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」を不開示情報として定めている。

本件開示請求に係る「措置入院に関する診断書」及び「精神保健福祉相談票」には、指定医及び関係者の氏名、聴取した内容等が記載されている。これらには氏名等の特定の個人を識別できる情報を除いても、その形式や内容から特定の個人が推測され得る情報が含まれているものと認められる。

法第27条に基づく措置入院は、本人が精神障害者であり、かつ、放置すれば自

傷他害のおそれがあると認めて、本人の意思にかかわらず強制的に入院させる制度であるから、入院措置の診察をした指定医や、聴取に応じた関係者の情報を当該措置を受けた者に開示した場合、一般的に当該措置を受けた者が様々な働きかけをし、指定医や関係者の平穏な社会生活に影響を及ぼすおそれがあることは否定することができない。

このことから、指定医及び関係者からの聴取内容等の情報は、その情報を不開示とすることが客観的にも期待され、かつ、その期待が正当として是認されるものである。

したがって、本件開示請求に係る「措置入院に関する診断書」及び「精神保健福祉相談票」に記載されている指定医及び関係者からの聴取内容等の情報は、開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるものと認められ、当該情報は条例第20条第4号に該当する。

以上のことから、「措置入院に関する診断書、精神保健福祉相談票」について、別表に示す部分は開示すべきであるが、浜松市長が、その余の部分を不開示とした処分は妥当である。

よって「1 委員会の結論」のとおり判断する。

別表

該当する文書	該当する部分
精神保健福祉相談票中、5月10日に市職員が医師等から聴取した内容を記載した文書	本人が服用している薬を記載した部分 本人の入院の様子を記載した部分
精神保健福祉相談票中、5月18日に市職員が医師等から聴取した内容を記載した文書	本人の入院の様子を記載した部分
精神保健福祉相談票中、5月26日に市職員が医師等から聴取した内容を記載した文書	本人の入院の様子を記載した部分
精神保健福祉相談票中、5月30日に市職員が医師等から聴取した内容を記載した文書	本人が服用している薬を記載した部分 本人の入院の様子を記載した部分
精神保健福祉相談票中、6月9日に市職員が医師等から聴取した内容を記載した文書	本人が服用している薬を記載した部分 本人の入院の様子を記載した部分

6 委員会不服審査部会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成29年 9月 1日	諮問を受けた。
11月28日	審査庁から弁明書を受理した。

平成30年1月22日	諮問の審査を行った。
3月 1日	諮問の審査を行った。
4月17日	諮問の審査を行った。
7月 3日	答申案の検討を行った。

浜松市情報公開・個人情報保護委員会不服審査部会 委員名簿

	氏 名	職 業 等
部会長（委員長）	鈴木 孝裕	弁護士
委員長職務代理	原田 伸一朗	静岡大学情報学部 准教授
委員	秋永 利明	常葉大学経営学部 准教授
委員	三室 正夫	浜松市自治会連合会理事
委員	山中 千恵子	浜松市人権擁護委員連絡協議会

※部会長及び委員長職務代理者以外は五十音順